

生活保護のしおり

令和8年6月改訂版

生活保護とはどんな制度でしょうか

私たちの一生の間には、病気をしたり、生計の中心者が亡くなったり、事故にあったり、いろいろな事情のため生活が苦しくなってどうにもならなくなることがあります。

このようなとき、困っている方の状況に応じて、健康で文化的な最低限度の生活ができるよう、また生活の向上を図っていけるよう援助するのが生活保護制度です。

できる限りの努力をしてもなお生活に困っている場合は、国が定めた要件を満たせば生活保護が受けられることになっています。

生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずに福祉事務所まで御相談ください。

福祉事務所では、お聞きした内容についての秘密は守ります。

生活保護には次のような種類があります

生活保護には次の8つの種類（扶助といいますが）があり、その世帯の状況に応じてそれぞれ必要な扶助が受けられることになっています。

- ① 生活扶助……衣・食など日常の暮らしの費用
- ② 住宅扶助……家賃や敷金などの費用（ローンの返済は含まれません）
（世帯の人数などによって上限額が定められています。上限額を超える家賃の住居にお住まいの方は転居指導の対象となることがあります）。
- ③ 教育扶助……義務教育（小・中学校）の費用
- ④ 医療扶助……病院や薬にかかる費用
- ⑤ 介護扶助……介護にかかる費用
- ⑥ 出産扶助……お産の費用
- ⑦ 生業扶助……高等学校等の就学費や手に職を付けたり仕事に就くための費用
- ⑧ 葬祭扶助……お葬式の費用

なお、これら一つ一つには基準（内容・金額）が決められています。

住宅扶助のみ、教育扶助のみ、医療扶助のみなど、個別に扶助を選ぶことはできません。

生活保護の仕組み

生活保護は、その世帯の人数（同じ家に住み、生計を一緒にしている者全員）・年齢などをもとに厚生労働大臣が定めた方法で計算した月ごとの最低生活費とその世帯の総収入とを比較し、その結果、世帯の収入が最低生活費（医療費を含む）より少ない場合、生活保護に該当します。

そして、この不足分が保護費として支給されることとなります。

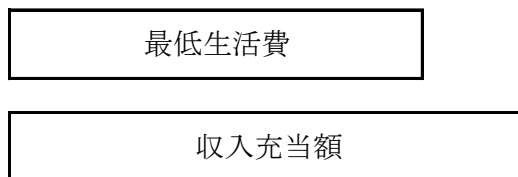
(保護に該当する場合)

*収入充当額が最低生活費を下回る場合



(保護に該当しない場合)

*収入充当額が最低生活費を上回る場合



☆ローンの返済などは考慮されません。

☆暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（暴対法）で定められた暴力団員については生活保護を申請されても原則保護が適用されません。

生活保護を受ける前に

このように生活保護は世帯の収入の不足分を補う制度ですが生活保護を受ける前に、

- 働ける人は能力に応じて働く。
- 年金・雇用保険・傷病手当金などを受給する資格がある人は、まずそれを受ける。
- 最低限度の生活に必要なない資産（土地や家屋、有価証券、預貯金、生命保険の解約返戻金、貴金属、自動車など）で、活用できるものは、まずそれを活用する。

などの努力をする義務があります。

また、扶養義務者の扶養は、生活保護法による保護に優先しますので、

- 親・子・兄弟姉妹・前夫（子供の父親）等の扶養義務者から援助の受けられる人は、まずそれを受けてください。

このことは生活保護を受けるようになってからも同じです。

※一定の評価額以上の自宅にお住まいの高齢者世帯については、自宅に住み続けながら、その不動産を担保として生活費の貸付を受けていただく場合があります（リバースモーゲージ）。

生活保護の義務

生活保護を受けることは憲法で定められた国民の権利であり、国で定めた要件を満たせば誰でも受けることができますが、守らなければならない次のような義務もあります。

☆ 生活上の義務

能力に応じて働く、健康の保持及び増進に努める、支出の節約を図る等、生活の維持向上に努める義務

☆ 届出の義務

収入や住んでいる場所、家族の人数等の生活状況について届け出る義務

☆ 指示等に従う義務

生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導指示に従う義務

☆ 費用返還義務

保護を開始したときに所有していた資産を売却した場合や年金・手当をさかのぼって受給した場合、交通事故の賠償金を受取った場合等は保護費を返還する義務

生活保護の手続き

申請は、本人または扶養義務者が福祉事務所（市役所2階H番窓口）で行います。

ただし、病気や障害等により来所が難しい場合はまずは電話等で御相談ください。

① 保護開始申請書

家族の状況や保護を申請する理由などを記入します。なお、原則として申請日以前にさかのぼって生活保護の適用はできません。

② 収入申告書

就労収入や恩給・年金収入等世帯の全ての収入について申告します。

③ 資産申告書

不動産や動産、生命保険や自動車などの保有状況について申告します。

④ その他

必要に応じて、家賃証明書や雇用主からの給与証明書などの書類を提出していただくこともあります。

事実と異なる申請をしたことにより不正に保護を受けた場合には、生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

調査・決定

福祉事務所は、保護の決定又は実施のため必要に応じて調査をします。

- ① 世帯員の資産及び収入の状況について官公署に調査を嘱託し、又は、銀行、信託会社若しくは雇主その他の関係人に報告を求めます。
- ② 民法に定められた扶養義務者に対し、どの程度援助ができるか照会します。
- ③ 福祉事務所の担当員が自宅に訪問し、生活の状況を確認します。また、関係人や関係先に照会することもあります。
- ④ 主治医に対し病状や療養状況、稼働能力などについて報告を求めます。
- ⑤ 医療扶助、介護扶助、教育扶助などの関係機関に実施状況の報告を求めます。

決定については、申請があつてから原則14日以内に決定しますが、照会した書類が返送されていないなど、何らかの事情で14日以内に決定できない場合もあります。この場合でも30日以内には決定することになっています。

もし、決定について、御不審な点があれば直接、福祉事務所に説明を求めてください。

それでもなお、納得がいかない場合は、決定の内容を知った翌日から3か月以内に山口県知事あてに審査を求めることができます。

個人情報取扱（同意書）

福祉事務所は、個人情報の取扱いについて、個人の権利利益を保護します。

したがって、個人情報をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に使用したりすることはありません。しかしながら、あなたや世帯員の方々に不利益が生じないように必要最低限の情報を関係機関に提供する必要や、保護の決定や実施を適正に行うため、あなたや世帯員の方々の個人情報を関係機関から提供していただく必要があり、申請時には、これらに同意する旨の書類（同意書）の提出をお願いしています。

<問合せ先>

岩国市福祉事務所 （岩国市 福祉部 生活支援課 生活支援班）

TEL 29-5071

FAX 22-0181

メール svakaika@city.iwakuni.lg.jp